



Q4

内装材としてOSBを使えますか？

OSB は、基本的に内装仕上げ材として表して使うことができます。ただし、建築基準法では大勢の人が集まる空間や火気を使用する空間などについて、壁及び天井の室内に面する部分を燃えにくい建築材料で仕上げるよう義務付けています（内装制限）。

燃えにくい建築材料としては、「不燃材料」「準不燃材料」「難燃材料」が定められており、それぞれ 20 分間・10 分間・5 分間燃焼しないなどの、所定の性能を持っています。OSB はいずれにも該当しませんので、内装制限がかかる部分には使用できません。

内装制限の対象は、建築物の用途、規模、耐火性能等に応じて細かく定められています。学校や体育館等の用途は内装制限の対象に含まれていないので、規模の要件から内装制限がかからなければ、OSB や通常の木材が使用できます。

劇場、病院、百貨店などの特殊建築物や大規模建築物において内装制限がかかる場合でも、床と床面から高さ 1.2m 以下の腰壁については対象外なので、OSB や通常の木材が使用できます。

また、一戸建て住宅における火気使用室に限られますが、こんろ、固定式ストーブ、壁付暖炉、いろり等の周辺について不燃材料による内装不燃化や遮熱板の設置等を行えば、それ以外の部分については OSB 等の木材や難燃材料による内装仕上げが可能です。